

公儀より御沙汰之覚

整理番号  
6袋 1-12  
12袋 5

6-1-12 無題

此節、蝦夷地へ異国船来着、狼藉に及び候に付き、南部大膳大夫殿・佐竹右京大夫殿より御人数差し出され、御目付衆・御使番衆をも差し越され、且つ南部殿津軽越中守殿御暇下され御帰国の由、

只今にては奥地ばかりの事に候えども、右異国船一二艘の儀にてもこれ無き趣に相聞き候、もし(須佐)浦々御手当の御沙汰これ有る可きやも相知れず候由、旁、江戸より申し来たり候こと

右の通り、御当職所へ呼び出しにて、唐船方より渡方相成り、尚また、飯田孫兵衛殿内々申され候趣は、右の御沙汰もこれ有る可く、兼ねて御内輪に於ても御手当仰せ付けられこれ有る可く儀と存じ奉り候、然る時は、尚又御請方御支配御支配へ御沙汰相成り居り、然るべく存じ候とおり申され候こと

前書きの趣については、前廉御人数御手当も仰せ付けられこれ有る儀に候えども、其の節々御人割にては相違もこれ有り、当時急場の御間も相兼ね候様これ有る可く、只今出張りなど仰せ付けられ候儀にてはこれ無く候えども、もし危急の期に至り候ては御間も相申す間敷、早速人割など相改め、組頭中は申すに及ばず、支配支配末々に至る迄、火急の期に至り候ても、御沙汰に及ばず、何時も出張り相成り候覚悟に罷り居り候様行き届き、御沙汰相成り候様、萩より申し来たり候こと

文化四丁卯

七月上旬

12-5 北浦へ異国船

一 公儀より御内輪へ御沙汰の覚

北浦へ異国船漂流の節、手当の儀は兼ねて御沙汰の旨、弥(いよいよ)以て怠り有る間敷事、但し領分境より奈古村切り通し迄の間は児玉百合八郎・榎本遠江・益田隼人知行所これ有る事に付き、相応人数差し出し候様沙汰相成り候、

然れども人数不足に及ぶ儀もこれ有る可きに付き、須佐領より

人数指(差)し出し申合い取り計らいこれ有る可く候、

若し其の領内に於て異儀に及び候節、右面々よりも加勢を遂げ候様、其の沙汰相成り候条、一和令め申し談じ肝要の事

一 沖相(合)異船見請候節は、其の所より早速萩へ注進を遂げ、尚御代官御番所へも申し達せらる可く候事

一 異船見懸候か、又は御代官所御番所役より物音(しらせ)これ有り候節は、孰にも早速居合の人数并有合いの大筒小筒等差し出し、海手警固これ有る可く候事

但し人数并鉄砲数など、なるたけ多く手当の事

付り 獵師その外地下人抔相加え候儀も勝手次第苦しからず候、何分人数見透せられず様相備え、兎角耳目を驚かし候心得專一の事

付り 出張の節武具用意勿論に候へ共、先ずは陣羽織、或いは獵支度、火事支度等にて然るべく候事

一 万一異船より上陸致し手向かい候様相見候わば、勿論、防ぎ方これ有る可く候、左無き内は場所警固の心得最に候事

但し諸給領思いおもいにこれ無き様互いに助け合いの儀肝要たるべき候事

一 注進の上、萩より御人数差し出され候わば、何分指図に任せ、進退せしめ候様これ有る可くの事

一 朝鮮船の儀は毎度漂流これ有り、唐船等も別に漂流これ有る事に候条、卒(粗)忽荒増の作廻これ有る間敷候事

右急場心得として申し達し候、此外何分、時宜に随い取り斗らいこれ有る可く、尤も地下人心得等の儀、御代官所へ御沙汰相成り候事

文化四丁卯 七月

文化四丁卯 七月

右御内輪御手当の内、入用の所計り書き写し候事

右の通り公儀より御内輪へ御沙汰相成り候控

御内輪御手当左の通り

一 冲相(合)小筒打方

陣羽織着用

組頭吉人

手付証人

組侍吉人

徒者吉人

右乗船漁船吉艘

但し舸子四人

外に通ひ船漁船吉艘

3

但し舸子式人

付り 此分手付証人乗り組ませ鉄砲持参、  
その外組頭自身召し 連れ候家人  
をも見斗らいを以て、頭船通い船間乗り組申  
し付く可く候事

打方

組侍

拾式人

右乗船漁船四艘

但し乗り組み吉艘三人宛内吉人小頭

兼帯

付り吉艘に付き舸子四人外通い船漁

船吉艘

但し舸子式人

付り 此の通い船へ組侍吉人、鉄砲

持参にて乗り組み

仰せ付けらる可く候事